

## 令和元年第3回定例会議事日程（第4号）

令和元年9月20日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第32号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第42号 平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第45号 平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第46号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第47号 平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第48号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第49号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第50号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第51号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第54号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議会報告会の実施について
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 発議第3号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議

日程第23 閉会中の継続審査の申し出について

令和元年第3回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 令和元年9月20日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 9月20日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 委員長報告

○議長（是石 利彦君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第32号から第51号までの16案件を、一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設、予算決算委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。総務文教委員長、報告。

○総務文教委員長（中家 章智君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月6日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。

質疑では、今回の条例は、中津との協定を定めることが決まったときに議決案件として我々が関与するだけ、あとは全協とかで確認するということですか。今想定している予算規模はどれぐらいですか。際限なく使ってほしいと言っているわけでもないし、例えば「1億円かかりますよ」と、「はい、わかりました」というわけにはいかないのでは。過去にこういう議決すべき事件で、条例の制定という案件が何件かありましたか。等の質疑がなされ、意見では、予算というものは限られているものであり、十分町民との対話、今、町民にとって何が必要なのか、その辺は十分検討した上で、また議会のほうに示していただければということで賛成の意見とします。広域の行政は将来的には必然となってくるものと思うと意見し、賛成します。等々の意見がなさ

れ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。質疑では、旧姓の記載ができることになるとのことですが、女性の場合は下の名前で印鑑を登録の方が結構いるのではないですか。等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、幼稚園の分が、3歳から5歳まで無償化に国の法律で改正されることによる幼稚園条例の改正と聞いたが、3歳未満の保育園児はどうなるのですか。等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、よその町より貸し付ける金額が多い分だけ返済期間が短いのは、本人にとってかなり厳しいものになる。そこだけでも、次の検討のときに考えてもらえないですか。卒業する前と入学するときとにやっぱりお金が要ります。一時金的なものも検討してもらえませんか。その年によって奨学金を求める方が急にふえることも考えられるが、今までのように補正対応をするということですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 福祉産業建設委員長。福祉産業建設委員長、報告。

○福祉産業建設委員長（梅津 義信君） ただいまより、福祉産業建設常任委員会報告を行います。

議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。議案第40号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第44号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について。議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

去る9月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について御報告いたします。

議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。

質疑では、「委員会に関して必要な事項は町長が定める。」とあるが、どういうことがありますか。委員会の人数や任期など、何かわかっていることがありますか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、工事で契約のときに消費税を8%でしているものは、10%になったときはどうなるのですか。契約を変更することになるのですか。平成31年4月1日以降は、10%で契約しているということですか。10月1日前の契約は、8%で契約しているということですか。終期を股越してするような場合は、契約の中にただし書きなどが入っているということですか。等々の質疑がなされ、意見では、消費税増税に反対ということと、もともと水道に消費税をかけるのに反対していますので、その立場から反対します。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑等は特になく、意見では、増税反対の立場から反対します。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、差し押さえに関して、どういう状況になって差し押さえたのかと、件数と詳しい内容を教えてください。それによって得られた金額は、幾らだったのでしょうか。県単位化になって最初の事業年度での決算ですが、激変緩和措置として国から交付されたと思うが、吉富町に入ってきているのは、どこを見ればよいのですか。幾ら入ってきているのですか。一般会計からの基金繰入がされていて途絶えて何年かなるが、任意の繰り入れは今後どうなるのですか。ジェネリックの吉富町の普及の推移を教えてください。国保にとってどれくらい有益なのですか。町民一人当たりの医療費の推移を教えてください。特定健診の受診の推移と2次健診の状況について教えてください。等々の質疑がなされ意見では、平成30年度の決算は、県単位化後初めての決算です。激変緩和の措置も2年間されるが、おぼつかない状況にあると聞いています。今のところ保険料率は、市町村の裁量が認められているが、これも狭められるのではないかと予想しています。我が党としては、全国知事会が求めているように1兆円の公費投入ということを訴えています。全国市長会もこれを求めている。我が町としてもこれを連携して要求していくことが必要だと思います。県単位化がなされたときに保険料を上げたところ、下げたところ、そのままのところとあったが、吉富町は確かに上がった。国保料が高いと皆さん悩んでいます。そこを改善するためにも任意の一般会計の繰り入れはすべきだと思います。併せて18歳未満の均等割分への

補助など、知恵と力を尽くして、住民の命、健康を守るために最善の努力をすることが必要だと思っています。こうした問題の根本的な原因は国にあります。国の施策に対する反対の立場です。町は、健診などは頑張っていることはよく分かりました。それ以上に一般会計からの繰り入れなど、一層の努力を求めたうえで反対します。等の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第44号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、普通徴収の方が262名と聞いたが、年度途中で75歳になった方、無年金者の方もいると思いますが、内訳を教えてください。保険料の滞納繰越分は、何人分ですか。75歳以上の方の1人当たりの医療費は幾らぐらいなのでしょう。等々の質疑がなされ、意見では、高齢者をめぐるさまざまな状況は、とても、年金も含めて厳しいものがあります。75歳という年齢で区別し、年々高齢者いじめとしか思えないような施策を押しつけているこの制度自体に反対なので、その立場で反対いたします。等の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、受益者負担金一括納付報奨金は、何名分ですか。等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、補足書類の3の業務に、団体用というのがあるが、この団体というのは、町とか学校とかを連想するが、そういった公共的なもののほかに、何かありますか。県営住宅は、一戸一戸を県が徴収して、町はその県から徴収をするということですか。会長さんが、全部、毎月メーターを計りに回り大変という話を聞きます。そういう話が町に入っていますか。団体用であっても、料金は、個人の家庭用と同じなのですか。等々の質疑がなされ、意見では、本町が水道事業に対してとても努力していることは、十分にわかっていますが、水に消費税かけているので、反対いたします。県営住宅の検針の件です。検針メーターの管理がどちらかということで問題があるということでした。ぜひとも、町の検針の方が、そこで検針ができるような折衝をしていただくことをお願いして、賛成といたします。等々の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、他会計補助金は、任意ではなくて、決められた補助金なのですか。水道の管の古い配管は、下水工事をするときにアスベスト管からかえていっていると思うが、もうなくなったのでしょうか。末端に行くと、時間帯で水圧が低いとよく聞くが、そういう苦情が入っているのかと、ループ化は検討していますか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、工事請負費1,000万円は、どこの工事ですか。令和元年度の工事は、何カ所での地区か教えてください。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 予算決算委員会委員長。予算決算委員会委員長、報告。

○予算特別委員長（太田 文則君） 予算決算常任委員会審査報告を行います。

議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について。

去る9月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。歳入の質疑では、町税の徴収率が昨年に比べ0.66%アップしているが、要因は何ですか。町民税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額の増加の理由と収入未済額の推移とその対応について教えてください。固定資産税の前納報奨金制度の復活は考えていませんか。平成17年当時に比べ徴収率がかなり下がっているが、どう思われますか。地方特例交付金の増加の理由と、いつまで出るのですか。漁港占用料、漁港使用料の減収の理由と、利用に制限がかかっていたときは、料金に割引があったのですか。地方創生交付金は、調定より2600万円ほど収入との差がある。通常であれば補正予算で落とすべきではないのですか。放課後児童健全育成事業費の利用者は何人ですか。ふるさと吉富まちづくり応援基金に関連し、返礼の品を検討するような話を以前本会議の答弁でしていたが、何かしましたか。土木債の予算現額と調定額の差があまりにも大きい。予算書そのものの正確性が欠けているのではないかと思う。こういう記載が当たり前なのですか。緊急減災事業債の説明を求めます。備考欄に説明は書けな



いのですか。企業版ふるさと納税というのがあるが、本町は取り組んでないと思うが、町内の企業が他の自治体に企業版ふるさと納税をしていることがあった場合、町として今後どのような対策をすべきか教えてください。

歳出の質疑では、道路案内板にマルシェ会場への誘導（どこでやっているのかわからないということも聞きます。）するようなことはできないですか。「駅前に賑わいを」というのは、年4回することだけが目的ではないので、そういう誘導をしてはどうですか。明るいまちづくり活動補助金は、対象は何件でどのような活動をしたのですか。「広報よしとみ」に、活動している人を紹介してはどうですか。築上東部乗合タクシー、町内巡回バスの利用者は、どの程度増えたのですか。台風などで運行中止の判断は、いつ、どの場面でしているのですか。運行中止が決まった後は体の不自由な人などは、動こうとしても動けない。「今から回るバスが最後ですよ」などの放送はできないのですか。交通安全対策費に関連し、平成24年に通学路の緊急合同点検を町関係課、学校、警察でしたと思うが、この間道路、建物も変わっている。定期的にしなくてよいのですか。高齢者ドライバー向けの運転装置設置費助成金などを出しているところもあるが、町としての対策はしていますか。また、国、県でしていることを町として調べていますか。チャレンジショップの利益はどれくらい出ているのですか。高評価を得ていることを確認している。マスコミは数社報道で訪れているが、どれだけマスコミが訪れていますか。アルコールを出すことはできないのですか。吉富町の店舗でも、つまみをちょっと置いて、サラリーマンが帰りにちょっと飲んで帰れるくらいのことを考えてはどうですか。駅前には、自転車の盗難などもあり、風紀が悪いところ。チャレンジショップができて怖い場所のイメージから明るくなったとの声は、届いていませんか。空き家改修事業、空き家バンク、創業促進事業の実績を教えてください。吉富町に保護司は何名いるのですか。5年毎にある漁業センサス実査調査は何名で、だれが調査したのですか。老人はり・灸、入浴料補助の申請している方は、どれくらいの方が利用しているのですか。申請している人の割合はどれくらいですか。理美容券の補助の要求も強くあるが、利用者が求めているものを利用できるようにシステムを変えるべきではないですか。介護手当を申請していない人の数は把握できますか。障害児学童保育事業はどこに委託し、何名の方が利用しているのですか。浄化槽設置事業費は、何件分の申請があったのですか。住宅用太陽光発電設備設置補助金に関連し、他の自治体では、家庭用蓄電池というものにも補助金を出しているところがある。本町で検討したことがありますか。住宅の前に設置しても補助が使えるように検討できませんか。ごみ収集処理費が、前年度に比べ200万円程度上がっているが、理由は何ですか。界木地区圃場整備工事の受益者負担金の単価は決まりましたか。水産資源育成事業費で、エビやアサリの放流をしていたが、どうなったのですか。今後も組合負担にするのですか。消費生活相談業務委託の実績を教えてください。佐井川橋補修設計は、どのような補修をするのですか。今の

ものを補強するだけですか。側道をつけるような話もあったと思うが、そのように考えているのですか。補修をすれば何年もつのですか。町道に傷んでいる箇所が多数見受けられるが、どのように対応していますか。まちづくり支援システム保守管理委託料では、何をしたのですか。県景観整備事業は「けやき通り」のことと思うが、けやきが枯れてかなり切られている。枯れた理由がわかりますか。駅周辺整備費の不動産鑑定委託料は、通勤者の月極め駐車場設置のためのものということだが、住民からの嘆願やアンケートの結果からでしょうか。ふやすのではなく、町民が最優先で使えるよう考えるべきではないですか。住民であれば今の金額より安くなる、町民でない方の料金を上げるなど色々なパターンで考えたらどうですか。漁港航路の浚渫のことに関連し、災害復旧は町の第一義的な任務だと現執行部は考えますか。災害対策費の消耗品費と食糧費の支出内容を教えてください。町指定の避難所で耐震診断が終わっていない所がありますか。吉富小学校でのいじめ、不登校の現状、解決はしていますか。英語教育が義務化されますが、英会話ふれあい事業の縮小や、置き換える検討をしていますか。小学校費の中の消耗品費には、学力テストの費用も入っているのですか。給食残飯処理委託料は、1社の随意契約でしていると思うが、処理に条件があるのですか。以前から、納入業者の持ち込んだ食材の残ったものを持ち帰っていて、負担になり大変だと聞いているが、改善の余地はありませんか。直近の子ども会育成連絡協議会の助成金交付団体数と加入者数、活動内容を教えてください。小学校で郷土芸能を学ぶ機会をつくってもらうことはできませんか。生涯学習教室で、以前行なわれていた英会話教室は開催できませんか。老人福祉センター横の川の周りに木が茂り森のようにになっているが、いつ手入れするのですか。予備費の流用は、自治法で流用を無制限にしてよいとの解釈ではない。今回の決算には、流用、充用がかなりあるが、これをすると議会は議決の必要がなく、自分たちの判断基準では見られない。十分考えていただきたい。実質収支に関する調書の質疑では、担当部局は吉富町の財政は安泰と、新町長は厳しいので財政の強靱化を図りたいということだが、基金の積み立てはあるが厳しいのですか。平成13年度や19年度と比べてみると町債はすごく増えている。下水道、水道事業にも債務があり、これだけ借金が増えて大丈夫なのかと感じている。決算全般の質疑では、吉富町にはたくさんの公共施設があり、今後維持していくためには修繕、改修と色々お金もかかってくる。あまり使われてない基金をなくして、公共の施設を補うような基金をつくり、少しずつ貯めるような考えはないですか。等々の質疑のほか、多数の質疑がなされ、意見では、当初予算は、当時の議会が問題視して否決をしました。その議決を無視して専決処分したのが今回の決算であり、議会軽視、住民無視である当決算書を承認することは、住民負託を受けた議員としてはできません。また、決算内容についても流用など議決無視と言わざるを得ない内容が多々見受けられ、歳出予算とは支出の限度や内容を制限する拘束力をもつものであり、いかなる場合も議会の議決を絶対的な要件とされ、議決を得て成立して初めて執行されるもので

あると信じています。新体制にかわりこのような決算とは違い、住民本位で住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果が発揮できる体制へと、花畑町長と一緒に皆さんも進んでほしいと希望を込め、当決算案には、過去の決別の意味としまして不承認と異議を申します。

当初予算案に反対しました。反対理由として、米軍基地化が進んでいる自衛隊関連予算に対する予算がそのまま執行されています。学力テストもそのまま執行されています。この二つが反対理由で、予算案のときに反対理由とした最低制限価格の導入については、前の議会で検討するとの前向きになっています。災害復旧に関する町の責任問題も第一義的であるとの答弁がありました。この二つは反対理由ではありません。意見として、今回の決算書には、時期的に無理だとの答弁もありましたが、歳入歳出ともに減額補正が必要ではないのか、可能な限り減額補正をして、お金の流れがきちんとわかるものにしていただきたいと思い、反対の意見とします。

賛成の立場から意見を言います。平成30年度一般会計予算にあるべき予算がないからといって、反対することは反対という意味で賛成討論もしました。予算執行にあたり各課一所懸命尽力されていると判断し、歳入歳出決算についても賛成します。

30年度、町長は、議員時代特段の思いをもって収入未済額、不能欠損額を執行部にただしていました。しかし、本決算書を見ると、例えば使用料についてはさすがだなと思う面もあります。使用料については半額以下の数字が出ていたり、不納欠損額がなかったりしているが、トータルでみると町税は2%程度収納額が減っています。当時は法人税が多かったことを勘案しても個人の分でも1%くらいは下がっている。そういったところを踏まえると、到底容認できるものではないという気持ちはあるが、前町長がこの場にいるわけでもなく、そういうことも踏まえ、また私監査委員として監査も行いました。その時点でそのことに気が付くこともできませんでした。自己の反省も踏まえ賛成とします。等々の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、今回の補正予算は、消費税が10%に上ることを前提での予算書でしょうか。第2表債務負担行為補正について、説明を求めます。毎年上がってきて、項目だけ見ても何が何だかわからないと以前から指摘していた。備考に一言書いておけばわかりやすい。今後改善できるでしょうか。社会資本整備総合交付金（道路整備分）は、どこの分になるのですか。地域猫活動支援事業補助金について、活動しているのは、昭和通りと小犬丸の2グループですか。環境性能割交付金とはどういうものですか。漁村センター下水道接続工事は、いつからいつまでするのですか。トイレ自体はさわらないのですか。ため池ハザードマップについて、上毛町の大ノ瀬池は、大きな池なので影響が大きいと思う。考慮しないのですか。町のハザードマップもこれを考慮し

たハザードマップが必要となるのですか。漁港管理費の委託料の予算は、港内の分という説明だったが、来年向けになるのですか。磁気探査委託料の前回と比べての金額の差は何ですか。工事請負費の執行残についての説明を求めます。泊地に使う内諾を得ているのですか。道路新設改良費の増額補正の説明を求めます。旧吉富亭入口は、どうしても4メートルにしか拡張できないということだが、左側の民地の買収はしないのですか。教育総務費の給食費助成金で、給食費の未払いの家庭に対する対応はどうなりますか。無償化の問題については、どのように考えますか。単費による支出で、来年度も継続するという事で、非常によい政策で花畑新町長になってからの特に素晴らしい若者応援、子育て応援の我が町の目玉になると期待しますが、何かを我慢することも必要となるが、何かをカットする考えがありますか。地方債の現在高に関する調書に関連し、借金には公債費がついてくる。必ず最優先されるべきお金であり、なければ新しいことができる。借金がなくて動くほうが誰が考えてもよい。あるものは仕方がない、補助には町の負担も付く。必要でないものは、わざわざ借金をする必要はない。今後、公債費はどの様にしていくか聞かせてください。等々の質疑がなされ、意見等は特になく採決では原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 議案第32号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この条例案は、中津市を中心市とする定住自立圏に参画することを前提をしたものと理解しています。定住自立圏には幾つかの問題があり、その最大のものは決定権が中心市にあるという点です。つまり、一部事務組合のように構成団体の対等平等性が担保されていません。しかし、住民の皆さんの切実な要求は、単独ではその実現が難しく、広域の連

携した力が必要な現状にあり、この傾向は今後広がっていくと思われま。実際の動きの中で、対等性、平等性を実現すべきことの重要性を指摘した上で、本条例案に賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 5番、山本です。議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

当条例制定は、定住自立圏を形成するもととなる案であると。この件に関し、住民の利益、住民の安定した生活、住民の安心できるまちづくりを主たる目的と判断する。予算の逐次投入など、計画外の対応がなきよう、住民のため前向きに進むことと期待して賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第33号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） もう一度。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第36号 吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号吉富町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第37号 吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第39号 吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この条例案は消費税の増税を前提としたものです。増税に反対なので、反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第39号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

先日の千葉での災害のときにも水道が止まるということで、大変困っている方がふえました。特に、電気がこないことによる水道が止まるという、今まで考えてもいなかったようなことがありました。我が町ではそのようなことがないように十分頑張りたいと応援の意味を込

めまして、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（４番 矢岡 匡君） 国家、国会での決定にのっとるものをこの場で異を唱えるのは筋が違うというのが大方の共通感覚であろうということを述べて、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第３９号を採決いたします。御異議がありますので、起立により、採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。

よって、議案第３９号吉富町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第８．議案第４０号 吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第８、議案第４０号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） これも先ほどと同じ理由で、消費税増税に反対の立場から、反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（４番 矢岡 匡君） これも、先ほどと同じで、大方の方の共通感覚がそうであろうということで賛成討論とさせていただきます。



○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。よって、議案第40号吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第42号 平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対討論を行います。

まず、自衛隊関連予算の執行についてです。普天間基地機能代替という名目で築城基地の米軍基地化が進んでおり、200人の宿泊施設が整備される予定です。アメリカが規定する緊急時には多数のアメリカ兵がやってきます。緊急時には戦時も含まれます。築城基地周辺は沖縄と同じ状況となり、事件・事故が危惧されています。こうした中での執行は反対です。

2番目、学力テストの問題について。全教、全国教職員組合は、この全国学力テストについて、その実施と結果の公表が、本来の学力とは無縁の点数獲得競争に子供と教職員を駆り立て、本来の意味での学力がゆがめられているとし、全国学力テストの中止を求めています。私も同感です。この予算の執行は容認できません。

以上が反対の理由です。

次に、予算案の審議の際、反対もしくは指摘していたことについての見解を述べます。災害復旧については、町の責務の重要性が確認されました。最低制限価格の導入については検討すると回答が既に得られています。地方創生事業についてはさらなる検証の上、一層の努力あるいは

必要な阻止をとることを求めます。

また、決算の議論においてもっと適切な時期に補正すべきだったのではないかとの印象を多数持ちました。より正確にしてこそ財政の状況が明確になるからです。この点は問題点として指摘しておきたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 議席番号2番、向野です。私は今回の平成30年度一般会計歳入歳出決算書の認定につきまして、次の理由にて賛成します。

平成30年度の主要実績として、町税で0.66%徴収率の向上、防災面で消防団第3分団の小型ポンプ車導入、防火水槽設置事業、小犬丸界木線佐井川橋補修工事詳細設計業務委託、上水道事業では配水池本体築造工事、下水道に伴う配水管布設替え工事と、子育て育成事業についてはこどもの森整備事業、介護予防事業でも包括的支援事業等、教務部門では吉富小学校の空調整備工事等、以上、総合的に判断すれば、本町の厳しい財政の中で下水道を含め本町にとって効果的な事業が行われたと思います。

しかし、歳出面で不用額の総額が2億1,000万円で多くの不用額が計上されている点に、当初予算計上時までの予算精査不足、また事業工事等につきましては関係者との協議が不十分であったために、事業の一部未実施がなされ、多額の不用額に至ったのではないかと思います。今後はこのようなことがないように努力していただきたい旨を申し添え、今回、私は認定につきまして賛成いたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議員席7番、梅津です。委員会で申したこと等にプラスして、平成30年度の最善の予算が厳粛に各課尽力のもとに執行されたことを評価し、賛成討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 4番、矢岡です。予算決算常任委員会におきまして賛成の意見を述べました。

町税の収納率について、町長の議員時代の姿勢との整合性の不一致を述べました。しかし、担

当課においては、数年前との比較、前年との比較においてもよい結果を導いていると評価いたしまして、そのことを言い添えて賛成とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 今回の決算について、私は監査委員さんの意見報告書を見ても、国の査定する部分については全てクリアし、これは全て認定されていますので、私もこれに同意いたします。

ただ、ここ8年間での建造物改修工事等で億を超える大きな事業をし、町債もかなりふえております。今ちょっと財政規模が縮小気味でありますので、新町長が言いました予算の強靱化、それを期待してこの決算を同意するものとし、賛成意見といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕、

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員、賛成討論。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第42号平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について。当決算案について、予算決算常任委員会で異議を唱えたように、当初予算は当時の議会が問題視をして否決をしました。その一般会計当初予算全額を議会議決を無視して専決したことに対して、専決処分の承認を不承認と2度議会は否決した。その予算が今回の決算のもとであり、議会軽視、住民無視である当決算書を承認することは、住民付託を受けた議員としてはできません。

しかし、委員会で指摘した予算の流用など、議会議決の軽視的部分に関して、今回の追加補正予算で少額ながらも議会へ提案と詳細な説明を行ってきたことなど、指摘に関する早々なる改善があった。新体制にかわってから前向きな行政運営をされてきたことは評価する。

これらを鑑みて、当決算は旧体制下のものであり、花畑町長の新体制では住民第一、全ては住民のため進むことを心から切望し、また答弁で聞くように、信頼ができる行政であると期待をして、当案件に対しては賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたしま

す。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。よって、議案第42号平成30年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第10. 議案第43号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について**

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 平成30年度決算は、国保事業に県単位化が導入された後、初めての決算です。今後、国からの激変緩和のためになされた財政支援もなくなり、市町村の裁量も限定的となることが予想されます。

こういった中、町は高過ぎる国保税の引き下げ、町民の命、健康を守るために最善を尽くさなければなりません。全国知事会が求めているように1兆円の公費投入をほかの自治体と連携して要求すること、一般会計からの任意の繰り入れ、18歳未満の均等割分への補助など、知恵と力を尽くす必要があります。

国保事業の困難性の根本的原因は国の施策にあります。それに対する反対の立場から、また町の一層の努力を求めて反対の討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

現在、町には出産ができる医療機関はなく、一番近い産科医院が婦人科のみと変わるとの話。子供を産む女性はもちろん、その家庭、家族、一族、みんなにとって大変憂慮される事案である。それらを花畑町政の新体制に答弁で聞く今後に進める取り組みで皆が喜べる形に進んでいただくことを期待して、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。よって、議案第43号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第11. 議案第44号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第44号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 予算案の採決の際の討論でも申し上げましたが、高齢者をめぐるさまざまな状況はとても厳しいものがあります。医療もその一つです。75歳という年齢で区別し、高齢者いじめとしか思えないこの制度そのものに、反対の立場から反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本決算は、委員長報告のと

おり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。よって、議案第44号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

日程第12. 議案第45号 平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第45号平成30年度奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、吉富町の奨学金規定は近隣市町村より手厚い内容であり、奨学金は金利や貸し付け条件も民間と比較すると最低である。

しかし、同奨学金貸し付け人数は年々減少を続ける。これらの原因を答弁で聞くように十分調査を行い、吉富町の子供たちが一人として取り残されないような施策を続けてほしいと切望して、賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この奨学金制度の決算について賛成討論を述べます。

まず、報告によって年々貸与される方が減少されております、いろいろ起因があると思いますが、我が町では人数も予算も確保していきたいという答弁をいただきましたので、今後とも、ぜひいろんな方に活用していただくべく、賛成討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成30年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第13. 議案第46号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第14. 議案第47号 平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持に必要な水に消費税をかけています。よって反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国家や国会での決定にのっとるものをこの場で異を唱えるのは筋が違うというのが大方の共通感覚であろうということを述べて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 賛成多数であります。おかけください。よって、議案第47号平成30年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

#### 日程第15. 議案第48号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）につ



いてであります。

漁港浚渫に関し、台風による遅延期間を取り戻し、なお泊地浚渫も前倒しできることを期待して、賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 3番、中家です。議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論をします。

まず、歳入ですが、国県の支出金の増額、または町債、それも臨時財政対策債などの地方交付税措置が適用される地方債の活用など、本町にとって将来負担の少ない、より効果的な対策が導入されています。

また歳出では、主に高齢者等買い物困難者支援事業委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料、漁村センター下水道接続工事費、給食費の助成制度も予算計上がされています。これは住みよいまちづくりへの対策、並びに防災に特化したまちづくり、子育て支援に対するまちづくりの一環で花畑町政の公約でもあり、町長就任して4カ月ではありますが前向きな取り組みが感じ取られ、今後さらなるよりよい吉富町発展のために御尽力いただきたく願ひまして、私の賛成討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第16．議案第49号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第50号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第18. 議案第51号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第19. 議案第54号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 続きまして、本日追加提案でありました日程第19、議案第54号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。朗読。

○書記（竹内 一代君） 議案第54号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、予算案件1件について追加提案をさせていただき、御審議をお願いするものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第54号は令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ372万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億1,656万円とするものでございます。

役場庁舎2階廊下の壁に設置をしております書庫扉の修繕料、庁舎議場LED化等工事費で照明機器の見直し等による工事費の増額、落雷と思われる原因で故障しました、こどもの森給食室

冷凍庫の買いかえ費及び吉富フォーユー会館の北側駐車場側溝改修工事費を増額するものでございます。

歳入では、18款1項繰越金で372万6,000円の増額、歳出では、2款総務費1項総務管理費で100万円の増額、3款民生費2項児童福祉費で12万6,000円の増額、10款教育費4項社会教育費で260万円の増額でございます。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものでございます。何とぞ御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由、説明が終わりました。

全協での丁寧なる説明がありましたが、そのほかに追加することはございませんか。いいですね。

これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に、事項別明細書総括、歳入4ページ、同じく総括、歳出5ページ、次に歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。歳出7ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款1項5目11節需用費の修繕料、旧庁舎の2階書庫の修繕料とお聞きしたんですが、こちらに鍵をつけるのか、というのが1点と、以前もこれお聞きしたことがあるんですが、重要書類や個人情報にかかわる書類というものは大丈夫なのか、今、含まれているのか、含まれてないのかと、それが大丈夫なのか、その2点をお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回の修繕につきましては、今、開きぐあいが悪くて開いてしまうというものを、確実に閉められるような形にしたいというふうに思っております。

鍵は全部につける予定はございません。個人情報が含まれているものについては、独自に鍵を今しておりますので、今後もそういった形でしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 続いて、その15節の工事請負費で庁舎の、いわゆる照明、LED化という話があったんですが、今度のタイプはどうなるんですか。明るさ調整、いわゆる照度調整というものができるような形になるんですか、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 照度の調整はできません。そのものの光になります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 10款4項5目のフォーユー会館費で委託料、側溝の改修工事費という説明でした。こちらは今通っている道、あっこは町道なのかどうかというのが1点と、工事中は通行規制か何かかけるのか、というのが、ここは学生とかが結構抜け道で駅に行く子が使わうんですね、自転車の子たちが。その子供たちが曲がった瞬間に通れなくなったときに、かなり迂回せな悪くなるんで、遅刻したら悪いんで、事前に、もし通さなくするんであれば、かなり前もってここ通れなくなりますよと事前通告をしてやった方がいいと思いますけど、そこはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回工事をしようとしている側溝の横の道路につきましては、町道でございます。

通行規制につきましては、道路幅も狭いので、一応通行どめということは今のところは考えております。ただ、言われるように、通学路に使ったりとか、施設の出入り、歩いてくるお客さんもいらっしゃいますので、そこは十分周知ができるように配慮をして行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 特に、子供は電車の時間ぎりぎりに来るんで、急に迂回させるとなったら、それで電車におくれたりしたらかわいそうなんで、そこはよろしくお願いします。

今言われた場所、職員でフォーユー会館の裏側、いわゆる武道館の前とか、プール側にとめている職員というのは多いんですか。駐車する方は。

というのが、町の職員たちが毎日のように使っている場所でありながら、今まで誰も気づかんかという話なんです。これ教務課が所管とっていますけど、これ誰かの責任じゃなくて、今までのうちの町の悪いのは違う部署のことは相手にしない、関知しない。いやいやあれはどここの部署だからとか、じゃなくて、全員でやっぱり見ないと、特に町の中心施設でありますし、本当にこっから100メートルないところです。それを職員たちが毎日通っていて、気づかんかったんかというのが不思議でたまらないんで、あっこはどうなんですか。

利用者というのは、武道館の利用者以外は使ってないんですか、それとも職員は使っているんですか、教えてください。前の駐車場です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） フォーユー会館の北側の武道館の前にはなるんですが、駐車場は職員も駐車をしております。

以前から、今回の事故が起きた箇所につきましては、とめている職員も含めまして、グレーチングが時々こうなっています、揺れるというか、ということは認識をしておりまして、教育委員会のほうにも、それは言われておりました。

教育委員会ができる限りのということで、応急措置をとっていたんですけども、管理者として、そこは今回こういう事故につながったということで反省はしております。早急に対応すべきだったのかなというふうに思っておりますので、今回こういうふうに補正で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） その工事請負費のところ、一つ確認したいんですが、真横側のJR日豊線、大体日豊線というか、JRは8メートルで直線内はいろいろ打ち合わせしなきゃいけないって、いろんなときに、今までも工事の中で、JR関連のところは、そういう打ち合わせが必要だということをお聞きしたんですけども、今回の工事についてはそういう点は考慮されているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

JRと近接している工事ということになります。ただ、JRの線路までの高さが3メートル以上ありまして、今回工事で使用します工事の機械等は小型のバックホー等でアームが届く範囲ではございませんので、JRに影響を及ぼすことはないということで、協議等は必要ないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第54号令和元年度一般会計補正予算（第5号）についてです。

施設劣化による事故施設への補修改修工事費用、落雷による天災への対処である備品購入費用、何年も前から指摘を続けてきた旧庁舎書庫の改修費用、当初予算を増額する税金の支出行為には苦慮しますが、必要不可欠な行為と判断をして賛成といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号令和元年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

この後、執行部は退席していただくことになるのですが、9月6日議会本会議におきまして、「教育長の任命」議案が可決されました。その際、皆尺寺教育長に御挨拶をしていただく時間を設けることができませんでした。

ここで、改めて皆尺寺教育長に御挨拶をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） それでは、皆尺寺教育長よろしく願いいたします。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 失礼いたします。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

今議会におきまして、教育長職の承認をいただいた皆尺寺でございます。吉富町議会の皆様には平素より教育行政に対しまして、御理解と温かい御支援を賜り、まことにありがとうございます。就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

これまで、私は2年半、この職を務めさせていただきました。教育の継続性、安定性、中立性を確保しつつ、新町長の教育に対する意向を加えながら、力強く、吉富町の教育行政を推進していきたいと考えております。

学校教育の分野におきましては、これまでに引き続き確かな学力と揺るぎない規範意識の育成を重点目標として、吉富小中学校の教育を一層充実させていきたいと考えております。

吉富小中学校は福岡県の重点課題研究指定・委嘱を受け、社会のつくり手を育てるキャリア教育の推進というテーマを掲げ、3年間の研究に取り組んでおります。これは町長が力説される道徳教育と深くかかわるものでございます。それはこの両者が人や社会とかかわりながら、自己の生き方を深く考え実践していくという共通の狙いを持つものであるからでございます。この研究を実りあるものに仕上げたいと考えております。

また、3年前に立ち上げましたコミュニティ・スクールを一層充実したものにしたいと考えております。おかげをもちまして、学校に対する地域からの支援は質、量ともに充実してきております。

また、学校が地域からの支援を受けるだけでなく、駅前の花壇の花植えを小学生が、よしとみレディースとともにやるなど、子供が学校を飛び出し地域へ出向き、地域の方とともに活動する姿も見られるようになってまいりました。

私は学校の教職員や関係各位と結束して、地域のみんなで教育目標を共有し子供を育て、安心安全で信頼される学校づくりに邁進したいと考えております。社会教育の分野では、生涯学習社会の実現、特色ある町民文化の創造、スポーツに親しむ環境の整備、人権尊重の精神の育成等を目指し、誠実に職務を遂行する覚悟でございます。

議員の皆様には、吉富町の教育がより一層充実しますよう、これまでも増して深い御理解と御支援、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任に当たっての挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。

ここで町長からの御挨拶がございます。花畑町長、どうぞ。町長。

○町長（花畑 明君） それでは、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今回、9月定例協議会は大切な決算議会でした。19日間という長い期間にわたっての慎重な御審議をいただき、衷心より感謝を申し上げます。次第です。

御提案させていただきました全ての議案に対しましては、提案どおり御議決、御認定、そして



御同意をいただき、また過分な賛成討論も賜りましたことに感動と責任を覚えました。

執行部一同、御議決いただきました予算の執行に当たりましては、スピード感を持って大きな責務のもと、慎重に執行してまいりたいと考えております。

どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げ、重ねて議員皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げ、執行部一同からのお礼の御挨拶とさせていただきます。皆さん本当にありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございました。

執行部は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

---

### 日程第20. 議会報告会の実施について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議会報告会の実施についてを議題といたします。事務局に議案の朗読、説明をいたさせます。事務局長。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、日程第20について、議案の朗読、それから説明をいたします。

議案につきましては、議会報告会実施についてです。この内容につきましては、議会報告会を実施するに当たり、議会で議決し、実施することが適当ということになっております。その決議をいただく内容につきましては、お手元、議会報告会の実施についてお示ししておりますが、目的としまして、議会の説明責任を果たすとともに、町民の方との対話を通じて、信頼関係を築き、それぞれの地域が抱える課題などについて、町民の意見を聴取して議会活動に生かし、また議会運営の改善を図ることを目的としております。

実施場所につきましては吉富フォーユー会館です。期日は令和元年11月1日から11月30日までの間です。議員派遣につきましては、吉富町議会議員全員となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） これから、質疑に入ります。本案に対し御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題になっております議会報告会の実施については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。異議はございませんので、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議員派遣の件

○議長（是石 利彦君） 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局長。

○事務局長（奥邨 厚志君） まず議案名は、議員派遣の件です。議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第126条の規定に基づいて議員を派遣することになります。

議案書を御確認ください。件名につきましては、議会報告会、目的、実施場所、期日につきましては、さきに議決されました議会報告会と同様でありますので、割愛させていただきます。

（4）議員の派遣です。吉富町議会議員全員（10名）となっております。

以上で、朗読説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。本案に対し御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題になっております議員派遣の件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 発議第3号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議

○議長（是石 利彦君） 日程第22、発議第3号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（竹内 一代君） 発議第3号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 朗読が終わりました。

発議議員に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） それでは、御説明申し上げます。

趣旨等につきましては、賀詞決議（案）に記されておりますように、天皇陛下の御即位を祝すためのものでございます。どうか全会一致での御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。本案に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号天皇陛下御即位奉祝賀詞決議については原案のとおり全員一致で可決することに決しました。

---

### 日程第23. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（是石 利彦君） 日程第23、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたします。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期定例会に付議された議案を全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時35分閉会

---